

議案第63号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月16日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第24条の2第5項」を「第24条の2第7項」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 法第24条の2第3項に規定する政令で定める事項

(5) 法第24条の2第5項に規定する最初の転入届等を受けた旨
第5条第2項第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 法第24条の2第3項及び第6項の規定による政令で定める事項の転入予定地市町村長及び転入地市町村長への通知

(8) 法第24条の2第5項の規定による最初の転入届等を受けて行う転出地市町村長への通知

附 則

この条例は、令和5年2月6日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、情報公開・個人情報保護審議会への報告事項等を改める等の必要がある。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(電気通信回線による他の市町村長への通知)</p>	<p>(電気通信回線による他の市町村長への通知)</p>
<p>第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び<u>第24条の2第7項</u>の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び<u>第24条の2第5項</u>の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>(4) <u>法第24条の2第3項に規定する政令で定める事項</u></p>	<p>(4) <u>法第24条の2第3項に規定する最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた旨</u></p>
<p>(5) <u>法第24条の2第5項に規定する最初の転入届等を受けた旨</u></p>	<p>(5) <u>法第24条の2第4項に規定する政令で定める事項</u></p>
<p>(審議会への報告等)</p>	<p>(審議会への報告等)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p>2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p>(7) <u>法第24条の2第3項及び第6項の規定による政令で定める事項の転入予定地市町村長及び転入地市町村長への通知</u></p>	<p>(7) <u>法第24条の2第3項の規定による最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けて行う転出地市町村長への通知</u></p>
<p>(8) <u>法第24条の2第5項の規定に</u></p>	<p>(8) <u>法第24条の2第4項の規定に</u></p>

よる最初の転入届等を受けて行う転
出地市町村長への通知

(9) 略
3 略

よる政令で定める事項の転入地市町
村長への通知

(9) 略
3 略